

eドライバー保険(自動車運転者損害賠償責任保険)

●各補償・特約のお支払いする保険金とその額 詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

保険・特約の名称		補償の内容
賠償	対人賠償保険 (普通保険約款・対人賠償条項) ※自動セット	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、借用自動車に搭乗中の方など他人を死傷させ記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合、被害者の方1名ごとに自賠償保険等から支払われる額を超過する損害について補償します ^(注) 。万一の場合に備え、補償は“保険金額無制限”での引受となります。
	対物賠償保険 (普通保険約款・対物賠償条項) ※自動セット	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、保険金額を限度として補償します ^(注) 。

(注) 示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払いします。また、対人賠償保険については、借用自動車に自賠償保険等が締結されていない場合は、自賠償保険等で支払われるべき保険金も支払われます。

傷害	人身傷害補償特約 「一般タイプ」 「借用自動車運転中のみタイプ」	記名被保険者や記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方(またはその父母・配偶者・子)が被る損害について、実損害額(傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益などの実損害額)の全額を、当社普通保険約款・特約に定める「人身傷害補償特約損害額基準」に従って被保険者1名につき保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します。 なお、借用自動車運転中のみ補償特約(人身傷害に関する借用自動車運転中のみ補償特約)をセットした「借用自動車運転中のみタイプ」の場合は、補償の範囲が記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方のみに限定されます。(この特約をセットしない場合を「一般タイプ」としています。) ^(注1)
	搭乗者傷害危険補償特約	記名被保険者の運転する借用自動車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。 ・死亡保険金:被保険者が死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします ^(注2) 。 ・後遺障害保険金:被保険者が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合(4~100%)を乗じた額をお支払いします。 ・医療保険金:被保険者が5日以上入院または通院された場合は一律10万円、5日未満の場合は一律1万円をお支払いします。 医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いしますので、当座の費用としてご利用いただけます。
	自損事故保険 (普通保険約款・自損事故条項) ※人身傷害補償特約をセットしない場合にセット可能。	記名被保険者が借用自動車を運転しているときに生じた自動車事故により、借用自動車に搭乗中の記名被保険者またはその家族が死傷し、単独事故(ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故)など自賠償保険等で保険金が支払われない場合に、被保険者ごとに以下のとおり保険金をお支払いします。 ・死亡保険金:被保険者が死亡された場合、1,500万円をお支払いします ^(注2) 。 ・後遺障害保険金:被保険者が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50~2,000万円をお支払いします。 ・医療保険金:被保険者が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日につき4,000円をそれぞれお支払いします。ただし、1事故につき100万円を限度とします。

(注1)○:補償されます ×:補償されません

契約タイプ \ 事故の種類	記名被保険者の 運転する借用自動車に 搭乗中の事故	借用自動車以外の 自動車に搭乗中 (運転中を除く)の事故	歩行中等の 自動車事故
一般タイプ	○(搭乗者全員)	○(記名被保険者のみ)	○(記名被保険者のみ)
借用自動車運転中のみタイプ	○(搭乗者全員)	×	×

※「借用自動車以外の自動車」とは、記名被保険者、記名被保険者の配偶者および記名被保険者の同居の親族が所有または常時使用するお車などを除きます。なお、用途・車種が自家用6車種、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)・特種用途自動車(キャンピング車)・二輪自動車・原動機付自転車であるものおよびバス、タクシーが対象車種となります。

(注2) 搭乗者傷害危険補償特約、自損事故保険において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額(自損事故保険の場合は1,500万円)から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払いします。

保険・特約の名称		補償の内容
その他	搭傷死亡等対象外特約 (搭乗者傷害の死亡・ 後遺障害補償対象外特約) ※搭乗者傷害危険補償特約を セットした場合にセット可能。	搭乗者傷害危険補償特約の死亡保険金および後遺障害保険金をお支払い対象外とし、医療保険金のみをお支払いする特約です。
	車両損害臨時費用 補償特約 (車対車限定)	記名被保険者が運転する借用自動車、相手を確認できる他の車との衝突等の事故により滅失、破損または汚損した場合の臨時費用として保険金額の全額をお支払いします。ただし、対物賠償保険より保険金が支払われる場合に限りです。
	自転車賠償特約 (自転車運転者損害賠償責任補償特約) ※自動セット	記名被保険者が自転車を運転しているときに生じた対人賠償・対物賠償に関する事故につき、対人賠償保険・対物賠償保険の規定を適用して補償します。

●保険金をお支払いしない主な場合 特にご注意ください

この保険では、次に掲げる損害または傷害に対しては**保険金をお支払いできません**。

なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

- 保険金をお支払いします。
- × 保険金をお支払いできません。
- △ その被保険者本人の傷害についてはお支払いできません。
- 対人賠償の対象外です。

	賠償		傷害			補償特約 (車対車限定)	自 転 車 損 害 臨 時 費 用 補 償 特 約 (車 対 車 限 定)	自 転 車 損 害 特 約
	対 人 賠 償 保 険	対 物 賠 償 保 険	危 険 補 償 特 約 搭 乗 者 傷 害	人 身 傷 害 補 償 特 約	自 損 事 故 保 険			
被保険者の故意・重大な過失により生じた事故による損害または傷害	×	×	△	△	△	×	×	×
酒気を帯びた状態、無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での事故による損害または傷害	○	○	△	△	△	×	○	
台風・洪水・高潮による損害または傷害	×	×	○	○	○	×	×	
配偶者・父母・子に対する損害賠償	×	×						×
受託物に関する損害賠償	—	×						×

(注) 重大な過失により生じた事故による損害については保険金をお支払いしません。

※1 記名被保険者が勤務先の所有する自動車を業務のために運転している際に起こした賠償事故・自損事故・搭乗者傷害事故・人身傷害事故については、保険金のお支払いの対象外となります。

※2 車両損害臨時費用補償特約(車対車限定)については、左表において「損害または傷害」とあるのは、「滅失、破損または汚損」と読み替えて適用します。また、左表に加え、車両損害臨時費用補償特約(車対車限定)でお支払いできない主な滅失、破損または汚損は以下のとおりとなります。

- (a) タイヤのみに生じた滅失、破損または汚損
- (b) 欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐しよく等)による滅失、破損または汚損
- (c) 故障(電気的、機械的故障)による滅失、破損または汚損
- (d) 取り外された部品や付属品の滅失、破損または汚損
- (e) 詐欺、横領による滅失、破損または汚損
- (f) 航空機、船舶で輸送中の滅失、破損または汚損

さらに、下記に該当する場合についても、車両損害臨時費用補償特約(車対車限定)において保険金をお支払いできません。

- ・ 相手自動車に対する法律上の損害賠償責任が発生しないとき。
- ・ 借用自動車が、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車である場合において、レンタカー会社が締結している対物賠償保険等に免責金額の適用がないか、もしくは免責金額の適用があっても「免責補償制度」から給付を受けるなどの理由により、相手自動車に対する法律上の損害賠償責任を負うことによる損害の全額が補償される時。

なお、「免責補償制度」とは、レンタカー会社がレンタカー借用人にオプションとして提供している制度で、借用人がレンタカー借用時に一定の対価を払うことによって、レンタカー会社が締結している対物賠償保険や車両保険の免責金額相当額を補償するものです(レンタカー会社によって名称・内容は異なることがあります)。

※3 各傷害保険において、以下の損害または傷害については保険金をお支払いできません。

(a) 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって生じた損害または傷害

(b) 被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失によって生じた損害または傷害

※4 左表の各保険・特約のいずれにおいても、以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。

(a) レース・ラリーなど競技・曲技に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害

(b) 借用自動車に危険物を業務として積載、または借用自動車に、危険物を業務として積載した被牽引自動車を牽引することにより生じた損害または傷害

(c) 地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害

(d) 戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害

なお、車両損害臨時費用補償特約(車対車限定)については、「損害または傷害」とあるのは「滅失、破損または汚損」と読み替えて適用します。